

になっているようです。

この制定方法としては、裁判所の規則で制定するということになっているようですが、大坂さんの資料によれば、1909年にコロラド州で学生実務法が制定され、その後、他の州でも学生による法実務を認める法令が制定されたが、コロラド州を除いて学生が訴訟代理として訴訟遂行することがあまりなかったところ、1968年にフォー・ド財団による「専門職責任に関する法教育協議会」が設立され、その補助金によってロースクールにクリニックが設置されるという大きな流れができた、ということでそれを受けて、ABAが学生の実務模範規則を公表し、学生に訴訟代理権を付与されることになり、連邦裁判所では連邦地方裁判所の規則の一部とされたり、州裁判所によつては州の最高裁判所の規則や制定法で対応するということになったようです。

学生実務規則のいわゆる中身として、どういうものが規定されているのかという点に関して、大坂さんの分析によりますと、

1つ目は学生に関する項目、2つ目は依頼人・クライアントに関する項目、そして3つ目は裁判所に関する項目です。この3つの点から内容が区別され、あるいは条件付けがされていると解説されています。

1つ目の学生に関する項目に関しては、5つ列記していますが、1番目には「学生が指定されたロースクールに在籍していること」が挙げられます。ここでいうロースクールというのは、ABA認定校、州認定校、特定校に限定されており、これは後ろにあります「マサチューセッツ州最高裁判所規

則及び施行令」というのをご覧なっていた

だきますと、例えば307ページの2(1)のところで、この規則の冒頭ですが、「認定ロースクールまたはマサチューセッツ州の制定法により、LL.BもしくはJDを付与する権限を与えたロースクール」という形で示されています。

それから2番目は、「学生が所定の学習を終えていること」です。これは幾つかのセメスターを修了しているとか、何時間という期間による要件を課せられていたり、それから履修しなければいけない科目の指定があつたり、あるいは取得しなければいけない単位数が設定されているようです。

それから3番目は、「所定の役職者による認証を受けていること」です。当該ロースクールの学生が在籍するロースクールのディーンによって認証を受けるということが多いと記載されています。

それから4番目は「指導弁護士の指導監督下にあること」で、5番目としては、「依頼人の同意を得ていること」です。学生に

関する項目としては、以上の5つに整理がされております。

それから2つ目は、「依頼者に関する項目」です。これは日本と異なる部分で、アメリカのロースクールの典型的な形として表れる部分です。つまり依頼者が「貧困者、低所得者、また州に限定されている場合が多く、リーガルエイドとしての側面が非常に大きいと思われます。

それから3つ目は、「裁判所に関する項目」です。これは審級による区別がされております。例えば先ほどのマサチューセッズ州最高裁判所規則（資料1）の309

検認・家庭裁判所、または不動産裁判所の裁判官は・・・ロースクール学生が・・・

貧困者を代理して・・・出廷することを、裁量によって許すことができる」とあります。上級審でも裁量によっては学生の出廷が可能だということにはなっていますが、下級審よりも上級審の方が制限されていることの表れです。

大坂さんの解説は、マサチューセッツ州の規則が例示的に挙げられていて、それが先ほど申し上げた1、2、3の内容に分類される形で読み込めるという形になつており、わかりやすく説明されていると思います。

ただ、一言申し上げますと、私はこのマサチューセッツ州の最高裁判規則を読んでおもしろいなと思ったのは、同規則の施行例の中で、文書について学生の名前でできるという部分です。これは、施行令のほうで大坂さんの<資料1>で言いましたと312ページの6にあります。ここを読みますと、幾つかの条件はあるのですが、依頼人から署名入りの文書を得たり、

指導担当弁護士から文書の承認を得たりした場合に、「そのような訴訟において提出されるアーリーフまたはメモには、そのように関与する学生の名前を付することができます」とあり、学生の名前がストレーントに法文書の中に出ることになります。渋谷の事件に関わっているわけですが、クライアントに書面を出すときに学生の名前を入れているということを私自身はしていません。私の名前で全部書き換えてしまっています。もちろん、内容にも手は入れるわけ

るかもしれません。

参考者 そもそもこの程度の作業をする場合は、法曹資格さえ必要ない。ちゃんとロースクールのディーンによって実務能力を認証された学生が自分の名前で行為ができるのが当たり前なのです。

三澤 そういう読み方なのですかね。

参考者 そもそもこの程度の作業をする場合は、法曹資格さえ必要ない。ちゃんとロースクールのディーンによって実務能力を認証された学生が自分の名前で行為ができるのが、私のこれまでの活動かなというふうに思います。

司会 重要な論点になると思いますので、後でまたお話ししましょう。

三澤 では、大坂さんの解説についてここまでにさせていただいて、次に学生実務の規則の必要性ということについて簡単にお話をしてみたいと思います。

これは、アメリカでの学生実務規則の生い立ちからもわかるとおり、大坂さんの資料を読みばそどとおりだと思いますけれども、結果的には生の事件に関わるということが、実務そのものに関わるということとの関係で必要性が要求されているのかなと思います。日弁連のいろいろなシンポジウムでも出ていますけれども、わが国における「臨床教育」というものを定義するときには、74校法科大学院がある中で、「リーガルクリニック」という言葉が多様化してい

るのと同時に、「臨床教育」という言葉も非常に幅広く使われております。1つはいわゆるシミュレーション科目、つまり模擬裁判やローヤーリングのような科目です。それからリーガルクリニック、エクスター・シップという生の事件に関わるものもあります。ただ、生の事件に関わるといつても、事件を受任しながらやるものもあれば、単に法律相談に立ち会うものもあります。いろんな意味合いの臨床教育がある中で、学生実務規則が本当に必要になるのは、やはり生の事件で、しかも受任型のリーガルクリニックないしはエクスター・シップということにならざるを得ないのかなというふうに思っています。

したがって、もしかが国で生の事件についての受任型臨床教育は必要ないというような流れが今後強まっていくのであれば、この学生実務規則の必要性というのは後退していかざるを得ないと考えられると思い

ます。シップという生の事件に關わるものもあり、それがどちらやるものもあれば、単に法律相談に立ち会うものもあります。いろんな意味合いの臨床教育がある中で、学生実務規則が本当に必要になるのは、やはり生の事件で、しかも受任型のリーガルクリニックないしはエクスター・シップといふことにならざるを得ないのかなというふうに思っています。

これを見る限りにおいては、いずれもが、指導担当弁護士の下とは言ひながら、修習生自らが実務をするとは、読めません。修習生自身が実務に關わるということまでは言えたとしても、「学生が能動的に実務をする」という先ほど私が申し上げた学生実務実践規則の位置付けからすると、この2003年の司法修習生便覧に記載されているものは、とても司法修習生実務規則と呼べるものではないと考えます。

ただ、私が唯一の例外だと思ったのは、いわゆる検察の取調べ修習です。これは、私自身も経験をしましたけれども、実際に司法修習生が生の被告者あるいは被疑者に對して取調べを直接するということに対して、まさに修習生自身が実務を自ら実施しているのです。これは、私のときは修習期間2年間でしたけれども、極論すれば唯一の能動的な修習生としての活動だったと考えることができます。

その上で、ではわが国においては臨床教育の過去それから現状がどうなっているのかということについて少しお話をさせていただきます。まず、わが国において学生実務規則と類似のものがあるのをあるのかという視点で考えてみましたが、この視点からみると、司法修習という制度がありますが、その中に司法修習生実務規則というものがあるかどうかと見てみると、私の現在の認識としてはないと答えざるを得ないと考えます。私の手元にあった資料は古いので何とも申し上げられ

ませんが、2003年の司法修習生便覧には司法修習生に対する指導方法等が記載されています。その中を見るとあらかじめ、特に実務修習の指導内容ですけれども、これは弁護修習についてもそうですが、そこにシップという生の事件に關わるものもあります。

まだ、生の事件に關わるといつても、事件を受任しながらやるものもあれば、単に法律相談に立ち会うものもあります。いろんな意味合いの臨床教育がある中で、学生実務規則が本当に必要になるのは、やはり生の事件で、しかも受任型のリーガルクリニックないしはエクスター・シップといふことにならざるを得ないのかなというふうに思っています。

今回、相島一之氏の「司法修習生の修習指導について—昭和38年度司法修習生指導担当者協議会におけるあいさつ」をくわしくお読みください。最後に検察官における実務修習の一環として行われています。
<資料2>の2枚目の右側の3段落目のところをご覧下さい。「最後に検察官における実務修習の一環として行われています司法修習生の被疑者、参考人に対する事情聴取(いわゆる取調べ修習)について一言いたします」とし、ここから取調べ

修習についての相島さんの考え方がある、相島さんの考え方なのか、最高裁の考え方なのか、司法研修所の考え方なのか、そのいずれでもあるかもしませんけれど、示されています。

その次の段落からが中身になります。あとで読みますが、「申すまでもなく戦前においては司法官試補の制度があり、司法官試補は裁判所構成法によって検事代理として検事の仕事を行うことができたのであります。裁判所構成法によつては、この2つによつて、取調べ修習ができる」と書かれています。

そこから、この唯一の例外である取調べ修習がなぜできるのかということについて、どこにも記載がありません。つまり、アメリカにおいて学生が実務に關わる場合、つまり能動的なアクションを起こす場合には、必ずそこには根拠となる何らかの

規定・規則を要求していたのと違つて、日本における取調べ修習のいわゆる法的根拠としては、非常に脆弱で希薄であるというのが私の認識です。

現在、取調べ修習の根拠らしく言われているものとして、相島6原則があります。しかし果たして相島6原則というのはその根拠になりうるのだろうかということを考えると、非常に不安定なものだと思

ります。その次の段落で、相島氏は、「しかしながら実務修習において、司法修習生が直接に被疑者等から事情聴取することを実施する、いわゆる取調べ修習は、その目的を達成するために有効であり、かつまた重要なことは申し上げるまでもないところであります」と言い、続けて「したがいまして、司法修習生が修習の目的で、検察官の厳重な指導監督の下に、その取調べに先だって被疑者等から当該事件につき事情を聴取することまで法が禁止しているもの

とは考えられません」と言っています。この部分で、「法が禁止しているものとは考えられません」と相島氏は述べていますが、だからといって、私は当然に「法が許している」とはとても読めませんでした。私が見ると、法が何を根拠に許しているか、ということについてはものすごく曖昧で、ここに書いてあることは「司法試験に受かったこと」と、「法書になるためのいわゆる裁判所法にいう修習生という地位にあること」、この2つによつて、取調べ修習ができるとしか、私は読めませんでした。

果たして取調べ修習が刑事訴訟法を乗り越える規範たりうるのかということに關しては疑問があります。つまり、これは今も

いるものとして、相島6原則があります。しかし果たして相島6原則というのはその根拠になりうるのだろうかということを考えると、非常に不安定なものだと思

ります。その次の段落で、相島氏は、「しかしながら実務修習生は、司法試験に合格し法曹となるために法律の規定により修習を行つている特殊な地位でありまして、実務を身につけることが実務修習の目的であります。検察実務修習において、司法修習生が直接に被疑者等から事情聴取することを実施する、いわゆる取調べ修習は、その目的を達成するために有効であり、かつまた重要なことは申し上げるまでもないところであります」と言い、続けて「したがいまして、司法修習生が修習の目的で、検察官の厳重な指導監督の下に、その取調べに先だって被疑者等から当該事件につき事情を聴取することまで法が禁止しているもの

とは考えられません」と言っています。この部分で、「法が禁止しているものとは考えられません」と相島氏は述べていますが、それでもあるかもしませんけれど、示されています。

その次の段落からが中身になります。あとで読みますが、「申すまでもなく戦前においては司法官試補の制度があり、司法官試補は裁判所構成法によって検事代理として検事の仕事を行うことができたのであります。裁判所構成法によつては、この2つによつて、取調べ修習ができる」と書かれています。

そこから、この唯一の例外である取調べ修習がなぜできるのかということについて、どこにも記載がありません。つまり、アメリカにおいて学生が実務に關わる場合、つまり能動的なアクションを起こす場合には、必ずそこには根拠となる何らかの

規則、刑事の記録の閲覧との関係でも言えますが、果たして司法試験に受かったということ、それから司法修習になつてているということが、刑事訴訟法の一定のルールを乗り越える根拠になるのだろうか。ということに関しては、私はだいぶ危うさを感じております。

もれませんが、アメリカによる学生実務規則の大事なところは、この6原則をきっと法的に制定化するという方向を向いているということです。規則を制定して、それを1つのルールとして、主に裁判所のかもしませんけれど、裁判所がこの1から6をきちっと規定としてルール化して、だから学生は能動的にアクションできるんだという仕組みにしていることが重要なだと思います。

る少し前に、日弁連が臨床法医学教育のシンポジウムか何かをしたときに、参考としてお出したものです。

この論案の位置付けについてどう考えるかということを、少しご説明したほうが多いかと思います。これは当時、臨床法医学が始まるということで、やはり日弁連としても何らかのルール化は必要であろうということで作ったものです。

ただし、ここで言っている「エビリティ」

の範囲内において何ができるかという形で記載されているものですので、新たな規則制定をすることまでは入っておりません。そして3つ目としては法科大学院の内部の規則の制定の問題だということです。ただ、内容的には先ほどから申し上げていますアーリカースの学生実務規則に非常に近いものになっています。

個々の事件ごとに事件の概要・問題点・発問の要領等を説明・指導すること。2は、被疑者また参考人のいわゆる呼び出しは、指導検察官の責任で、かつその名において行い、修習のみを目的とした捜査上不必要的呼び出しをしないこと。3は、指導検察官から被疑者または参考人に対し、司法修習生の身分を説明し、検察官の取調べに先だって司法修習生が発問を行うことを告げ、その自由な意思に基づく承諾を得た場合に限って行うこと。4は、指導検察官から被疑者に對しあらかじめ供述拒否権の告知をすること。5は、司法修習生が発問をするにあたっては、指導検察官が同室し、十分な指導監督を行うこと。6は、司法修習生が発問の結果、作成した書面をそのまま検察官調書として流用することなく、指導検察官が改めて取調べを行い供述調書を作成すること。

これがいわゆる相島6原則と言われているのですが、ここに記載されているものは、すべてルールとしての具体的な内容でしかなく、これをどう制定化しているかということに関しては、何の根拠にもなりません。

私が感じたのは、ちょっとくどくなるか

ところが、日本の場合、この相島6原則があるからできるのだと言ったときに、実は、相島6原則は法的な規範的なものを守っていないと考えます。この6原則を守れば、被疑者や参考人を取調べできるといふことの唯一の根拠は、司法試験にかつて司法修習生だということにしか根拠は求められないと思います。取調べ修習を検察官がおいてみたいのだとすれば、この相島6原則を何らかの形で法規範化しない限り限りは、私はやはり刑事訴訟法をクリアしているとはとても言えないといます。

しかし、そうは言っても能動的修習は取調べ修習しかないわけで、相島氏が述べてあるんだと思います。つまり、実務を能動的に体験させることは非常に重要なんだと言っている点は同意見です。そうだとすれば、これからお話しするわが国における職業法律教育についても、その価値においては相島氏が述べている部分と大きな違いはない本筋的にはないと思われます。

それで、つぎに日弁連のいわゆる調査資料5>の2004年3月1日付の討議資料をご覧下さい。私がセンターの事務局長をす

実務規則一要綱】(案)というのは、その冒頭の6行目に書かれているとおり、これを素直に読み取り、アメリカの学生実務規則、つまり何らかの制定権者が制定をすることで、学生が能動的にできる法律的な根柢、あるいは法的な根柢を与えるというものではありません。これは、あくまでも各法科大学院においてクリニック、エクスターンシップ等の科目の実施について規則を制定したいかがですかという程度の話でしかなくて、アメリカ流の学生実務規則とはだいぶ異質です。いずれも中身としては共通な部分はたくさんあると思いますけれども、異質なものというふうに考えていただいたほうが良いのかと思います。

この要綱案の前提は3つあります。1つ目は、民事・刑事共通のモデル試験として作られたということです。もちろん、刑事特有のものもありますので、その点意識はされている部分もありますが、基本的には民事・刑事共通のものという認識で作られています。

それから2つ目は、この冒頭6行目ありますけれど、このモデル案には「現行法の範囲内において」という条件が付いています。つまり、あくまでもわが国の日本法の中身を見るのは、アメリカ流の学生実務規則に内容的には非常に近いものになっています。そして、2004年3月1日付の日弁連の「モデル学生実務規則一要綱」(案)も、内容的にはほぼ類似しています。

1つ目は、学生の適格性。2つ目は、指導担当弁護士、ここでは法律実務関与に関する指導弁護士という限定が付いていますけれども、そういう形で指導担当弁護士ができるべきか、どういうことなのかということが書いてあります。この個別条項を、ちいち検討はしませんが、これらのことは先ほどの資料1の大坂さんのところにもあった内容に非常に近い、いわばそれっぽい意見があったと記憶しております。

日弁連としては、当時この要綱案を出すにあたって、実はこのセンター内で、だいぶ意見があったと記憶しております。

というのは、あくまでもこれは各法科大学院のものであるという位置付けだったために、各法科大学院がクリニックやエクス

結果、日弁連としては、こうすべきだとか、こうあつたほうがよいとはなかなか言いにくかったと思います。早稲田大学のそれはあまりに開きが大きかったために、日弁連という団体としては、臨床法学教育に対する考え方と東京大学のそれはしつつも、こうあらねばならないというこれまでにはやほり言えなかつたというのが當時の私の印象です。

参加者 大学の温度差じゃないよね。要するに、弁護士会内部の温度差ですよ。
三澤 まあそれもありますけれど。このようないいな事情で、2004年3月1日以降、この要綱案が展開されていくということはありました。

ただ、私はこの状況が少し変わってきたという印象があります。この学生実務規則の中でも特に激しく争われてきたことのひとつが、いわゆる刑事事件における対立といふことです。この点が、近日、注目を浴びてきました。

特に、学生が刑事事件にどう関わるかということが問題として、私は大きく分けて3つの論点があると考えます。1つ目は学生の刑事記録の閲覧の問題です。コピーの閲覧の問題、これは署名の是非にも発展します。2つ目は、秘密接見についてどうあるべきかという問題です。それから3つ目は、法庭での弁論を学生ができるのかできないのかという問題です。刑事事件に関するこの3点において、まさに学生が能動的に関与するために、このモデル学生実務規則ができるべきかということが、雨びテーマになりました。じめたと思っています。これから先は、皆さんで存じの方が多いので、あまり細かく言つても仕方がないの

かもしませんが、この問題の典型的な表れがいわゆる開示証規に対する考え方の違ひとして出てきています。

ここに2006年6月の高崎秀雄東京高等検察院検事の論考＜資料3＞があります。これによれば、法科大学院の学生に刑事記録、ここでは開示証規という意味での刑事記録ですけれども、それを見せるることは目的外使用になるということです。これにより、いわゆる目的外使用に該当するということが、検察官より公の形で発表されました。

この高崎論文に関してはいろんな解説の仕方はあると思うのですが、私なりに高崎論文の概略をご説明しますと次のようになります。つまり、基本的に臨床法学教育は教育であり、むしろ研究であるという形の位置付けになっており、教育目的はこの開示証規の条項のいう一般的正当化事由に該当しないという考え方です。

それから法科大学院生は、教育内容、守秘義務の性質が司法修習生とは明らかに異なるという発想です。これは先ほどの相手方はあると想いますが、私なりに解説の仕方はあると思いますが、私なりに高崎論文の概略をご説明しますと次のようになります。つまり、基本的に臨床法学教育は教育であり、むしろ研究であるという形の位置付けになっており、教育目的はこの開示証規の条項のいう一般的正当化事由に該当しないという考え方です。

さて、このことをめぐって、他の法科大学院をめぐる関係機関がどう対応しているかというのは、ここから先は私の認識ですが、ずれているということもあるかもしれません。少なくとも裁判所は、この議論に関しては非常に消極的だと私は感じております。

それから弁護士会ですね。これは会内においても、残念ながら消極者が非常に多いというのが私の印象です。もともと法科大学院を好きですかと聞かれて、好きですと答える弁護士はあまりいないと思いますけれども、それとは別に純粹にこの刑事訴訟法の法解釈として、法科大学院生は当然に受けたった修習生だからだということと全く同じです。法科大学院生は司法試験に受かっておらず、司法修習生でないものとして取り扱われ、真逆の対応になるという構造と思います。

他方で法科大学院の中、もちろん個々の法科大学院でいろんな考え方がありますので全部がそつだとは申し上げられませんが、少なくとも法科大学院全体として、あるいは協会という枠組みの中で、このこと

止方法としては、高崎検事のお考えがありますが、その部分については高崎論文をご覧になつていただければと思います。

他方でしかし、もちろん刑事訴訟法そのものに関わっているわけではありませんけれども、現在、法務省は学生をエクスター

シップで受け入れておりまして、法務省サイドが法科大学院生のエクスター・シップについて消極的とまで言えるかというと必ずしもそうでもないというのが私の印象です。ただ、検察官としてはこの原理・原則、高崎論文を公に出した以上、まずはそこから議論が始まるということなのかなど思っています。

さて、このことをめぐって、他の法科大

学校をめぐる関係機関がどう対応しているかというのは、ここから先は私の認識ですが、ずれているということもあるかもしれません。少なくとも裁判所は、この議論に関しては非常に消極的だと私は感じております。

それから弁護士会ですね。これは会内においても、残念ながら消極者が非常に多いというのが私の印象です。もともと法科大学院を好きですかと聞かれて、好きですと答える弁護士はあまりいないと思いますけれども、それとは別に純粹にこの刑事訴訟法の法解釈として、法科大学院生は当然だめしようという解釈論を展開する実務法曹たる弁護士が相当数いるということは現実だと思います。

他方で法科大学院の中、もちろん個々の法科大学院でいろんな考え方がありますので全部がそつだとは申し上げられませんが、少なくとも法科大学院全体として、あるいは協会という枠組みの中で、このこと

について大きな声が上がってきたという印象を持ったこともあります。これは、残念ながら今もってそななかなど感じておられます。

このような中で、日弁連内部でこの刑事記録の閲覧・署写等に関する、学生を能動的に活動させるための議論を積極的に展開しようという動きがあります。一橋大学の村岡先生により『自由と正義』に論考く資料4>があげられています。非常にわかりやすい内容になっていると思います。

ここでの考え方は2つあります。一つは、そもそも教育目的とは言い切れないというものです。これは、刑事クリニックは、むしろ教育目的がないとは言わないにしておきます。つまり、基本的には臨床法学教育であり、むしろ研究であるという形の位置付けになっており、教育目的はこの開示証規の条項のいう一般的正当化事由に該当しないという考え方です。

つまり、アメリカ流の学生実務規則の根底にある「なぜ能動的に活動することが、学生の法的な思考力や法的知識の着進も含めて法曹養成として意味があるのか」を問えば、それはやはり審理手続の準備に使用する目的で生の実体験を踏むからこそ、結果的に教育的效果が上がるのだという思考です。

それからまた、法科大学院生は「第三者者」ではないという考え方もあります。彼らは、むしろ指導弁護士と一体となって活動しているのであって、単純な第三者といふふうに扱うことはできないと述べられています。

そして、村岡先生は、お互いが理解し合

うべきことは理解をして、前向きに進めるべきではないかというようにまとめています。

そして、日弁連では、その後、このテーマをめぐって学生実務規則のありようについて、議論が少し進んできました。

視点3：制定

最後に、冒頭に申し上げました3つ目の視点の「制定」ということに関して、ここで少しお話をしたいと思います。この刑事件の閲覧・暗写の規定の制定をめぐって、実はこのまま制定をせずに臨床教育を続けるという考え方がある、1つの考え方としてはあるんだと思われます。

ただ、やはり先ほども私が申し上げましたとおり、相島6原則による取調べ修習においても、私は、やはり法的根拠として刑法訴訟法の取調べ権限は一体誰にあるのかという感じを持ちます。やはり現状の司法修習における取調べ修習においても、何らかの規則化、ルール化はやはり必要だろとうと考えています。

クリニックやエクスターンシップにおいて臨床法学、生の事件を受任するということがありますれば、当然ながら一定のルール制定は必要だらうと考えております。

では、そのルール制定化は誰がするのかということが問題になりますが、実はこの問題について私の中では答えが出ていないところなのです。大阪さんの資料を読み限り、アメリカの学生実務規則の制定権者は裁判所のようです。

私法のケースはそうなのかもしません。取り敢えず、刑事件件に関して言えば、わが国において、その制定方法を国会といふ場を通じてやるのか、どこを通じてやつらいいのかということについては、正直

言って私は今答えを持っておりません。で、れば先生方からいろんな意見を拝聴してしまっているのです。

それと同じように考えるのであれば、この裁判所法第67条に修習と書いてあることと、法科大学院の教育と司法試験の連携等に関する法律の、例えば第3条に「国の責務」とあって幾つかこういうことは国はあるんだと思われます。

ただ、やはり先ほども私が申し上げましたとおり、相島6原則による取調べ修習ににおいても、私は、やはり法的根拠として刑法訴訟法の取調べ権限は一体誰にあるのかという感じを持ちます。やはり現状の司法修習における取調べ修習においても、何らかの規則化、ルール化はやはり必要だろとうと考えています。

先ほども高崎論文のように司法修習生だから取り調べる法的根拠があるんだという考え方には、裁判所法の第四編の第三章「司法修習生」に根拠があるとするのでしょうか。ただ、後でご覧になつただければわかりますけれども、この部分にはどんな

条項が書いてあるかというと、およそ具体的な条項はありません。唯一第67条には次の3項が示されています。第1項で、「司法修習生は少なくとも一年間修習した後試験に合格したときは、修習生の修習を終える」。第2項で、「司法研修生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない」。第3項で、「前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める」となって、規則のほうに委託されているわけです。

要は、法的根拠といつてもいわゆる「修習をする」ということしか書いてなくて、修習の中身についてはむしろ最高裁判所の

規則だったり、あるいは、司法研修所の所長の発言であつたりで、クリアされていつてしまっているのです。

それと同じように考えるのであれば、こ

なっています。

<資料6>の「基本的な考え方」というところをご覧ください。①は、「対象とする事件類型を限定するとともに、閲覧の条

件を厳格に定め、事件関係者の名譽・プライバシーが保持されるように担保措置をとる」としています。これは当然のこと記載しています。②は、指導担当弁護士の注意を喚起しています。③は、指導担当弁護士は学生の事件記録の閲覧の可否を判断するというものです。③についてほだいぶ議論はあります。法的根拠を問われたら、この法律があるからだと答える方法です。

仮に、この連携法が抽象度が高すぎるという点に鑑みれば、担当官庁として、省令により制定することも考えられます。

また、省令というものは重みがあるもので、省令のレベルでも難しいかもしません。よりガイドライン的なものにするために、告示のようなものを使うことも検討する必要が生ずるでしょう。

ただ、告示レベルで学生の権限、義務を綱る事がそもそもできるのかという問題はあるかもしれません。

また、刑事記録の閲覧については、省令や告示で、場合によっては、裁判所規則で規定して刑事訴訟法に書かれているものをクリアできるかということも根本的に問題になります。

それから、日弁連全体で言えば、刑事事件の記録について純粋に法理論的に法科

大学院の臨床教育に関わる人たちのこの臨床法学教育への積極的な熱い思いが、うまく伝わっていないことがあるのだと思

います。

それから、日弁連全体で言えば、刑事事件の記録について純粋に法理論的に法科

大学院の学生が見られるわけがないと考えている人たちを説得しきれなかったこともあります。

して、なかなか話が進まない最大の原因は、法科大学院の臨床教育に関わる人たちのこ

の臨床法学教育への積極的な熱い思いが、うまく伝わっていないことがあるのだと思

います。

それから、日弁連全体で言えば、刑事事件の記録について純粋に法理論的に法科

大学院の学生が見られるわけがないと考えている人たちを説得しきれなかったこともあります。

むしろ日弁連や法務省に対し、主として法科大学院、あるいは法科大学院協会が大きな声を上げて「きちんとヒールをつく

れよ」というような大きな声を上げていた

だく”ということが、今後それを具体化・実現するためのプロセスとしては必須なのか

の定着にとって、大変に重要な問題です。今日の三澤先生のご報告のなかでも少し

などというのが、実感です。
そして、今後、法科大学院の学生が生の事件に対応するのに能動的な活動するため意見が出来ましたアメリカの学生実務規則の理解について、若干補足的な意見をお願いいたします。

の法的な根拠として、日本版学生実務規則を作ろうとすれば、刑事はもとより、民事も含めて考えないと、全体としては進んでいかないのかなどという意識もあります。

参考書 参加者 少し補足させていただきます。まず、アメリカの規則についてです。ちょっと日本と違いますのでイメージがわきにくいのですが、マサチューセッツだとハーバード大学の法科院生は、

でもここが問題になるわけです。学生に単独でやらせることについてはね。それをクリアできる理屈さえあればいいのであります。権力行為の規制とは全然質が違う。だから、弁護活動に関与するときに根拠がないのかいらないのかというは、今の言つたった点のクリアの問題です。だから取調べと弁護活動は方向が違う。それを同じレベルで考えるのは、そもそも間違いだと思うのです。

ものについては差し当たっては難しい。これは特別に規定をつくらないと難しいでしよう。逆に法律上、当事者公開である弁論準備についてさえ、東京では無条件で認めさせてているのに、大阪では一切認めない、というのは、そこが突破できないような状況にある。あれは法律違反ですね、認めないこと 자체がね。傍聴させろといふのに、そこを誰も争っていないのですよ。だから、そういうところから変えていかないとしようがない。学生実務規則をつくるまでもなく、現行法上も可能なことさえできていな

だから、そこはロースクールがもっと信頼されなければ、法務省が少しずつ変わるものではないかとも期待します。法務省は司法法制部と刑事局で完全に違っていて、刑事局が強く反対をしていたのですけれど

司会 どうもありがとうございました。今年[2008年]4月に臨床法学教育学会が発足しましたときにも、三澤先生からの問題提起をうけて、第1回の理事会において、何か学会として学生実務規則とりわけ刑事の記録問題について意見表明などの対応ができないのかについて議論がなされました。学生実務規則の有無は、臨床法学教育を野放図に認めるわけにはいかないのは当たり前です。ではなぜ弁護活動に学生が関わることを根拠がないとできないのか。これは、1つは過誤・守秘義務の問題、もう1つは学生に単独でやらせた場合に非弁護制に引っかかるのかという問題があります。ここが問題になるわけです。アメリカか

でもここが問題になるわけです。学生に単独でやらせることについてはね。それをクリアできる理屈さえあればいいのであって、権力行為の規制とは全然質が違う。だから、弁護活動に関与するときに根拠がないのか知らないのかというは、今の言った点のクリアの問題です。だから取調べと弁護活動は方向が違う。それを同じレベルで考えるのは、そもそも間違いだと思うのです。

だから取調べについての相島6原則みたいな手足論だったら、弁護活動の場合は手足論で問題ないのですよ。手足論は、普通は弁護士がコントロールしている限り、何の資格もない事務員にやらせることだってできることを、学生にやらせることができないということ自分がおかしい。発想が交錯しているのですね。

ところが、それを弁護士会がずっと抵抗する。<資料5>の「モデル要綱」のようなものを、なぜつくれなければいけなかつたかというと、これは弁護士会、弁護士の抵抗を乗り越えるためなのですね。法律事務所できちんと学生に実務をさせるために、その要件を定めておけば安心だ、ここまで明確に学生の実務についての枠組みを定めておけばいいだらうということで、「モデル要綱」が考えられたのですけれど、これにも抵抗があるというのが、残念ながら実態だということです。最高裁が抵抗するのは、司法研修所廃止につながるというのが最大の懸念でしょうから、ここは意見がまた少し変わるんじやないかという気もありますが、あそこはそう簡単には変わらない。だから、少なくとも刑事記録の問題と、あともちろん民事の手続で法律上非公開な

ものについては差し当たっては難しい。これは特別に規定をつくらないと難しいでしよう。逆に法律上、当事者公開である弁論準備についてさえ、東京では無条件で認めさせているのに、大阪では一切認めないというは、そこが突破できないような状況にある。あれは法律違反ですね、認めないことが本体かね。傍聴せろというのに、そこを誰も争っていないのですよ。だから、そういうところから変えていかないとようがない。学生実務規則をつくるまでもなく、現行法上も可能なことさえできていな
い。

だから、そこはロースクールがもつと信頼されなければ、法務省が少しづつ変わるものではないかとも期待します。法務省は司法部と刑事局で完全に違っていて、刑事局が強く反対をしていたのですけれども、検察教員がだいぶロースクールでの経験を集積して戻っているので、その人たちの意見がどういうふうに転化していくかで
すね。ロースクール学生なんてどんでもないという印象を持って戻ってきてるのか、あるいは、もっと実務をやらせないと、とてもじゃないけれど刑事をやるやつが減るとか、そんなことで検察庁がうるさく言っているなどと検察の人気がなくなるとか思ってくれば変わるのではないかでしょ
うか。

だから、各大学に検察教員がいるのですから、そういう人たちにどうやって臨床教育の理解を広めてゆくかということも含めて、働きかけのチャンスはあるんだろうといふうに思います。

司会 どうもありがとうございました。ア
メリカの学生実務規則の内容、それから日

本での議題、そして日本で実際に制定する場合の法形式等々、重要な論点をすべて網羅的に議論していくだけだと思います。三澤先生、今日はどうもありがとうございました。

法務研究

米国における権限なき 法律事務の取り締まり

—Franklin v. Chavis, 640 S.E.2d 873 (S.C. 2007) を手がかりとして—

【セミナーで配布された資料は以下のとおり】

- 資料1 = 大坂恵里「アメリカの学生実務規則」宮川成雄編著『法科大学院と臨床法学教育』305-315頁
(成文堂、2003年)
- 資料2 = 相島一之「司法修習生の指導について—昭和三八年度司法修習生指導担当者協議会におけるおいさつ—」『研修情報』22号1-9頁(1964年)
- 資料3 = 高崎秀雄「開示証拠の目的外使用の禁止と法科大学院における教育の関係」『研修』696号31-44頁(2006年)
- 資料4 = 村岡啓一「臨床法学教育における刑事事件記録の利用」『自由と正義』57巻12号108-115頁(2006年)
- 資料5 = 「クリニック・エクスター・シップ」モデル学生実務規則—要綱(案)」(日弁連法科大学院設立・運営協力センター、2004年3月1日)
- 資料6 = 「リーガルクリニック・エクスター・シップにおける刑事記録開示に関する考え方(骨子案)」(2007年9月27日)

石田京子